

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 日本メディカルオネスト株式会社
住所： 東京都豊島区東池袋3丁目23番13号池袋KSビル5階
2. 指名停止措置期間： 自 令和5年1月27日 3ヵ月
至 令和5年4月26日

3. 事実概要

上記業者の代表役員等(元代表取締役社長)は、代表取締役社長だった令和3年3月中旬頃、地方独立行政法人が運営する東千葉メディカルセンターの人工心肺装置の調達をめぐり、同センターの臨床工学技士長が、調達業務を受注した会社に、当該業者を通して調達するよう指示するなどの便宜を図った謝礼として現金100万円を渡したとして、令和4年12月1日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第3号イに該当する。

<指名停止措置要領別表第2第3号>

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
ロ 一般役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
ハ 使用人	1ヵ月以上3ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564